

確認票

【子どもための教育・保育給付認定】

書式B-2

【子育てのための施設等利用給付認定】

認定申請にあたっては、下記の内容をご確認のうえ、裏面の署名欄にご記入ください。

① 認定申請書は、施設等の利用日より前に提出が必要です。施設等利用開始後に認定申請があった場合、遡っての無償化給付は原則受けられません。

② 認定内容に変更がある場合は、必ず変更事由の発生日前に変更申請（届出）書を提出してください。変更の15日前までに市に申請が届かない場合、事前に施設への認定情報等の連絡ができません。

③ 申請書類等の提出を郵送で行った場合、郵便事故を含む不達や遅延に市は一切責任を負いません。

④ 申請受付後、申請書類と証明書類の記載に整合性がない場合や、不明な点がある場合には、幼児教育・保育課の担当が電話や家庭訪問等により、申請内容等の調査・確認をする場合があります。

⑤ 申請内容が事実と異なる時には、認定を取り消す場合があります。また、誤った認定に基づいて給付された金額の返還請求を行うことがあります。

⑥ 出産、介護、退職や勤務時間の変更など、保育の必要性に関わる事由に変更があった場合は、必ず、できるだけ速やかに変更申請（届出）書を提出してください。変更があったことを届け出ていなかった場合、発覚後に認定が取り消される場合があります。また、誤った認定に基づいて給付された金額の返還請求を行うことがあります。

⑦ 利用施設によって施設等利用費は、認定を受けた子どもの保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合（法定代理受領）があります。支給の方法につきましては、保護者の方の希望によって変更はできませんのでご了承ください。

⑧ 年度ごとに保育の必要性について、現況の確認を行います。次年度も引き続き認定を受ける必要がある場合は、現況確認書類の提出をお願いします。

⑨ 本制度に関するご案内や市HP等をご覧になり、認定や給付に関する規定についてご理解ください。

※ 保育事由が変わる際は、変更申請（届出）書と保育の必要性の証明書類の提出が必要です。

※ 2号(新2号)認定が終了して1号(新1号)になった後に、再度2号(新2号)認定申請をする場合は、変更申請（届出）書と保育の必要性の証明書類の提出が必要です。

※ 保育の必要性の証明書類のうち準備に時間のかかるもの（就労証明等）は、変更申請（届出）書とは別に提出しても構いません（変更申請から1か月以内）。

※ 裏面もご確認をお願いいたします。

【求職を理由に認定された方】

認定開始日から 60 日を迎える月の末日までに就労(内定)し、「就労証明書等(市様式)」を提出する必要があります。提出できない場合は、認定開始日から 90 日を迎える月の末日をもって保育の必要性があるという認定は終了となります。認定がない場合、2号認定の方は教育時間のみの利用となるか退園となります。

新2号認定の方は預かり保育部分に関する給付が受けられません。認定の終了に際して、市や施設から確認は行いません。

再度求職を理由に認定申請をする場合は、認定申請書に加え、「求職活動状況申告書」にて求職活動開始2ヶ月目の活動状況の詳細(日中の外出を伴う活動が原則)を報告するとともに、不採用通知の写しなど実際の活動を証明する資料を添付してください。

【就労予定・就学予定を理由に認定された方】

認定開始月の末日までに就労または就学し、状況に応じた証明書類の提出が必要です。書類が提出できない場合は、保育の必要性があるという認定は終了となります。認定がない場合、2号認定の方は教育時間のみの利用となるか退園となります。新2号認定の方は預かり保育部分に関する給付が受けられません。認定の終了に際して、市や施設から確認は行いません。

【育児休業中を理由に認定された方】

幼稚園を利用している子どものきょうだいの出生に伴う育児休業を取得する場合は、育児休業対象児が満1歳になる日が含まれる月末まで(満1歳以降の育児休業は、保育所等(認可外含む)の利用申込をしているが、その利用ができない場合に限り、満2歳まで)認定が受けられます。

育児休業中の方が認定を受ける場合は復職が前提です。育児休業対象児の保育所等利用開始月中に復職し、「復職証明書(市様式)」の提出が必要です。必要書類が提出できない場合は、保育の必要性があるという認定は終了となります。2号認定の方は教育時間のみの利用となるか退園となります。新2号認定の方は預かり保育部分に関する給付が受けられません。認定期間の終了に際して、市や施設から確認は行いません。

【就労認定のうち、有期雇用(契約満了日に記載があり「更新なし」)の方】

契約満了日を迎える月の末日までに、「就労証明書等(市様式)」の提出が必要です(就労予定で提出の際は、予定月の月末までに更に就労証明書の提出が必要)。書類が提出できない場合、保育の必要性があるという認定は終了となります。2号認定の方は教育時間のみの利用となるか退園となります。新2号認定の方は預かり保育部分に関する給付が受けられません。認定の終了に際して、市や施設から確認は行いません。

【出産を理由に認定された方】

妊娠出産に伴う認定の期間は、出産予定日前2か月(8週)または出産後2か月以内(出産日から8週を経過する日の翌日が含まれる月の末日まで)です。認定期間は出産予定日を基準に算定しているため、出産後8週目の翌日を含む月が変わる場合は、出産後できるだけ早く市へご連絡ください。ご連絡がなかった場合は、当初の通知どおりの期限で認定は終了します(※ 早まって月が変わる場合もご連絡が必要です)。

それ以後も認定を希望する場合(育児休業等による)は、認定理由の変更申請(届出)書が必要です。

子育てのための施設等利用給付認定にあたり、本確認票内の事項について確認し了承しました。

令和 年 月 日

申請者氏名：

園児氏名：

(満3歳・年少・年中・年長)

利用幼稚園名：

※ 確認票の控えが必要な方は、ご自身でコピーをお取りください